

議第58号

専決処分の承認について

広島地方裁判所呉支部平成27年(ワ)第157号損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解について、平成29年4月24日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

1 当事者

(1) 原告

呉市在住の個人

(2) 被告

呉市及び呉市職員

2 和解条項

(1) 被告呉市は、原告に対し、本件損害賠償債務として、既払金(42万4,272円)を含め、342万4,272円の支払義務があることを認める。

(2) 被告呉市は、原告に対し、前号の金員のうち既払金を除いた300万円を、本件和解成立日より30日以内に、原告が指定する普通預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告呉市の負担とする。

(3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(4) 原告と被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

(提案理由)

訴訟上の和解について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、この案を提出する。